廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。)に 基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

> 4上伊地環第221号 令和5年(2023年)3月7日 長野県上伊那地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの (○を付す)
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書(写)	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	0
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項		内 容(該当する項のみに記載する)		
氏名及び住所		株式会社フォレスト		
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及		代表取締役 本道 文彦		
び主たる事務所の所在地)		長野県北安曇郡池田町大字会染 6124 番地 37		
申請の区分(Ⅰ)		産業廃棄物収集運搬業の変更許可		
	① 廃棄物の処理施設の設置の 場所	長野県木曽郡大桑村大字須原 1367 番地 1		
	②廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物収集運搬業の積替保管施設		
条 例 第 46 条	③処理を行う廃棄物の種類	○積替保管する産業廃棄物木くず特別管理産業廃棄物を除く。		
	④廃棄物の処理施設の処理能力	産業廃棄物積替保管施設 面積:144 m ² 保管量の上限:192 m ³		
		新	旧	
	⑤変更の概要(変更許可等の場 合)	1 収集運搬(積替保管を含む。)する産業廃棄物の種類 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。 2 収集運搬(積替保管を除く。)する産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を	1 収集運搬(積替保管を含む。)する産業廃棄物の種類なし 2 収集運搬(積替保管を除く。)する産業廃棄物の種類燃え殻、汚泥、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を	

		含む。)、紙くず、繊維くず、 動植物性残さ、ゴムくず、金 属くず、ガラスくず・コンく リートくず及び陶産棄物を含 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、 統含有産業廃棄物を含む。)、 はいじん (廃プラスチック類、金属リー トくず及び陶磁器くず、 ず、ガラスくず・コンク トくず及び陶磁器くず、 トくず及び陶磁器くず、 リートくず及び陶磁器くず、 リートくずとなる リートくずとない。 リートとは、 リーとは、 リーとは、 リーとは、 リーとは、 リーと、 リーと、 リーと、 リーと、 リーと、 リーと、 リーと、 リーと	含む。)、紙くず、木くず、 繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクは自動車等破砕物を除く。)以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
	⑩対象周辺地域の範囲	木曽郡大桑村大字須原 橋場地区及び大島地区	
	⑪対象関係市町村及び対象関係住民の範囲	・大桑村長・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者	
関係図書の縦覧	縦覧に供する場所	長野県上伊那地域振興局環境・廃棄物対策課	
	縦覧期間	令和5年3月8日(水)~令和5年4月6日(木) (土日・祝日その他県の休日を除く。)	
	縦覧時間	午前8時30分~午後5時	